

エネルギーマネジメントシステム審査員の 資格基準

CEMSAR AA 100

一般財団法人 省エネルギーセンター
エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター

制定・改定履歴

版番号	年月日	制定、改定内容
00	2011年8月12日	制定
01	2013年2月12日	1) JIS Q 50001:2011 発行、JIS Q 19011:2012 改訂版発行に伴う改定 2) 5.1 項：専門的資格を所有する者が受講できる研修コースにフォーマル研修コースを追加
02	2014年1月1日	1) 登録、更新又は維持の申請を行う期間を CEMSAR が指定できること及びその場合の資格の有効期間、維持の申請をなすべき期日及び猶予期間についての取り扱いを規定 2) 更新において満足すべき条件を変更
03	2020年7月1日	1) JIS Q 50001:2019 改訂版発行、JIS Q 19011:2019 改訂版発行に伴う改定 2) 登録の更新において満足すべき条件を変更

目次

1. 適用範囲	1
1.1 目的	1
1.2 適用対象	1
2. 引用文書	1
3. 定義	1
3.1 審査	1
3.2 内部審査	1
3.3 エネルギー審査員	1
3.4 品質審査員	2
3.5 環境審査員	2
3.6 資格の拡大	2
3.7 専門能力の継続的開発 (CPD)	2
3.8 フォーマル研修コース	2
3.9 資格拡大研修コース	2
3.10 特定研修コース	2
3.11 省エネ法	3
3.12 エネルギーマネジメント分野	3
3.13 力量試験	3
3.14 エネルギーマネジメントに関する第三者調査	3
3.15 公的エネルギー改善活動	3
4. エネルギー審査員の力量	3
4.1 力量の基本要件	3
4.2 個人の行動に必要な資質	3
4.3 知識及び技能	4
5. エネルギー審査員の資格要件	7
5.1 EnMS 審査員補	7
5.2 EnMS 審査員	7
5.3 EnMS 主任審査員	8
6. 登録の要件	8
7. 登録のための審査経験の要件	8
7.1 基本要件	8
7.2 第1者・第2者審査経験に関する追加要件	9
7.3 第3者審査経験に関する追加要件	9
8. エネルギー審査員への資格拡大要件	9
8.1 EnMS 審査員補	9
8.2 EnMS 審査員	10
8.3 EnMS 主任審査員	10
9. 有効期間及び登録の維持	10
9.1 有効期間	10
9.2 登録の維持	10
10. 登録の更新	11
10.1 EnMS 審査員補	11
10.2 EnMS 審査員及び EnMS 主任審査員	11
11. 資格の失効	11
12. 資格取り消し及び一時停止	12
13. 再登録	12
14. 登録内容の変更	12
15. レポートへの記載事項	12

15.1	資格登録、更新におけるレポート.....	12
15.2	特定研修コースに係わる登録におけるレポート.....	13
15.3	資格拡大に係わる登録におけるレポート.....	13
	付則.....	13

エネルギーマネジメントシステム審査員の資格基準

1. 適用範囲

1.1 目的

この基準は、エネルギーマネジメントシステム審査を行うために、エネルギーマネジメントシステム審査員（以下、「エネルギー審査員」という。）が満たさなければならない基準について規定する。

1.2 適用対象

この資格基準は、一般財団法人省エネルギーセンター エネルギーマネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEMSAR（セムサール）」という。）が行うエネルギー審査員の評価登録に適用する。

2. 引用文書

JIS Q 50001 :2019 : エネルギーマネジメントシステム—要求事項及び使用のための手引

JIS Q 19011 :2019 : マネジメントシステム監査のための指針

3. 定義

3.1 審査

3.1.1 審査及び審査員

審査とは、基準が満たされている程度を客観的に評価するための体系的なプロセスであり、JIS Q 19011:2019 でいう監査に相当するものをいう。審査員とは、審査を行う力量をもった者をいう。審査（監査）の種類を区別して称する必要がある場合は、それぞれ第一者審査、第二者審査、第三者認証審査、等の分類呼称を用いる。

3.1.2 有効な審査

JIS Q 19011:2019 6 項の全過程を網羅している審査のこと。

3.2 内部審査

JIS Q 19011:2019 3.1 項 注記 1 で説明される第 1 者審査のことで、マネジメントレビュー及びその他の内部目的のために、その組織自体又は代理人によって行われる審査のこと。

3.3 エネルギー審査員

EnMS 審査員補、EnMS 審査員及び EnMS 主任審査員の総称。

3.3.1 EnMS 審査員補

- 1) 5.1 項又は 8.1 項に定める資格基準を満たすと CEMSAR が認め、登録した者。
- 2) EnMS 審査員補は、EnMS 主任審査員の指揮及び指導の下に審査を行うことができる。

3.3.2 EnMS 審査員

- 1) 5.2 項、8.2 項に定める資格基準を満たしたことで、審査チームメンバーとして審査を行える力量があると CEMSAR が認め、登録した者。
- 2) EnMS 審査員は、審査される組織（以下、「被審査者」という。）が同意する場合に、EnMS 主任審査員の指揮及び指導の下に審査チームリーダーの役割を担当することができる。

3.3.3 EnMS 主任審査員

- 1) 5.3 項、8.3 項に定める資格基準を満たしたことで、審査チームリーダーとして審査を統括する力量があると CEMSAR が認め、登録した者。

3.4 品質審査員

一般財団法人日本規格協会 マネジメントシステム審査員評価登録センターに、品質マネジメントシステム審査員補（以下、QMS 審査員補という。）、品質マネジメントシステム審査員（以下、QMS 審査員という。）、又は品質マネジメントシステム主任審査員（以下、QMS 主任審査員という。）として登録されている者の総称。

3.5 環境審査員

一般社団法人産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センターに、環境マネジメントシステム審査員補（以下、EMS 審査員補という。）、環境マネジメントシステム審査員（以下、EMS 審査員という。）、又は環境マネジメントシステム主任審査員（以下、EMS 主任審査員という。）として登録されている者の総称。

3.6 資格の拡大

- 1) 既に品質審査員及び／又は環境審査員の資格を有する者がエネルギー審査員の資格を得ること。
- 2) 資格拡大を要求する者は、8 項の資格拡大要件を満たさなければならない。

3.7 専門能力の継続的開発（CPD）

EnMS 審査員が、自らの専門能力の強みと弱みを考慮し、専門能力開発が必要となる分野を明らかにした上で、その審査能力を維持するために行う、次に示す事項に関する能力開発。

- ① マネジメントシステムの規格及び手法
- ② 省エネルギーの方法
- ③ 省エネ法及び関連する法規
- ④ 改善効果の検証・評価の方法
- ⑤ 分野及び業種に固有の知識及び情報

3.8 フォーマル研修コース

エネルギー審査員への登録を希望するものが修了しなければならない研修コースで、ISO50001 の要求事項への適合性審査をする上で必要となる諸事項を教育訓練するもので CEMSAR が承認したもの。

3.9 資格拡大研修コース

品質審査員及び／又は環境審査員が、CEMSAR のエネルギー審査員へ登録を希望する場合に受講できる研修コース。

品質審査員及び／又は環境審査員は、エネルギー審査員への登録を希望する場合、フォーマル研修コース或いは資格拡大研修コースのどちらかを選択することができる。

3.10 特定研修コース

エネルギー管理士の資格を有すること、或いは技術士又は電気主任技術者の資格を有するとともに省エネ法などにおける公的義務による選任に基づいて 2 年以上継続してエネルギー管理活動に携わった実績を有すること、等によってエネルギー管理の専門性を有すると認められる者が、CEMSAR のエネルギー審査員へ登録を希望する場合に、受講できる研修コース。

3.11 省エネ法

エネルギーの使用の合理化等に関する法律及び関連の政令、省令、告示

3.12 エネルギーマネジメント分野

業務経験に必要とされるエネルギーマネジメント分野とは下記分野の総称。

- ① 再生可能エネルギーを含む電気、燃料、蒸気、熱、圧縮空気及びその他の類似の媒体を使用する設備の開発、維持、新設、改造及び撤去に関わる業務分野。
- ② エネルギー使用の方法の改善及び監視に関わる業務分野。
- ③ エネルギー使用の計画、エネルギー需給管理及びエネルギーの調達に関わる分野。
- ④ エネルギー使用に伴って生じる環境負荷（以下、環境負荷という。）に関わる設備の開発、維持、新設、改造、撤去並びに環境負荷の改善及び監視に関わる業務分野。

3.13 力量試験

CEMSAR が、研修コース修了後実施する筆記試験。

3.14 エネルギーマネジメントに関する第3者調査

エネルギーマネジメントに関する第3者調査とは、外部の独立した立場において行われる、エネルギー管理全般に亘る調査による評価、審査又はエネルギー診断をいう。

3.15 公的エネルギー改善活動

公的エネルギー改善活動とは、省エネ法などにおける公的義務による選任に基づいて遂行されるもので、組織のエネルギー管理能力を体系的に統合してエネルギーパフォーマンスについての目標設定、その到達のための改善活動の管理及び到達の評価を含むものをいう。

4. エネルギー審査員の力量

4.1 力量の基本要件

エネルギー審査員の力量は、以下を備えていることを云う。

- 1) 個人の行動に必要な資質
- 2) 教育、業務経験、審査員訓練及び審査経験によって身に付けた知識及び技能
- 3) 上記知識及び技能をエネルギーマネジメントシステム審査に適用する能力
但し、EnMS 審査員補においては、審査経験によって身に付ける知識及び技能を申請時の資格要件とはしない。

4.2 個人の行動に必要な資質

前項 1)号にいう個人の行動とは、審査の原則に従って行動するために必要な JIS Q 19011:2012 2019 7.2.2 項に定める以下の資質をいう。

- ① 倫理的である。すなわち、公正である、信用できる。誠実である。正直である。そして分別がある。
- ② 心が広い。すなわち、別の考え方又は視点を進んで考慮する。
- ③ 外交的である。すなわち、目的を達成するように人と上手に接する。
- ④ 観察力がある。すなわち、物理的な周囲の状況及び活動を積極的に観察する。
- ⑤ 知覚が鋭い。すなわち、状況を直感的に認知し、理解できる。

- ⑥ 適応性がある。すなわち、異なる状況に容易に合わせることができる。
- ⑦ 粘り強い。すなわち、根気がある、目的の達成に集中する。
- ⑧ 決断力がある。すなわち、論理的な理由付け及び分析に基づいて、時宜を得た結論に到達することができる。
- ⑨ 自立的である。すなわち、他人と効果的なやりとりをしながらも独立して行動し、役割を果たすことができる。
- ⑩ 不屈の精神をもって行動する。すなわち、その行動が、ときには受け入れられず、意見の相違又は対立をもたらすことがあっても、進んで責任をもち、倫理的に行動することができる。
- ⑪ 改善に対して前向きである。すなわち、進んで状況から学び、よりよい審査結果のために努力する。
- ⑫ 文化に対して敏感である。すなわち、被審査者の文化を観察し、尊重する。
- ⑬ 協働的である。すなわち、審査チームメンバー及び被審査者の要員を含む他人と共に効果的に活動する。

4.3 知識及び技能

前前項 2)号にいう知識及び技能とは、以下をいう。

a. マネジメントシステム審査員に必要な知識及び技能

a-1 エネルギー審査員の知識及び技能

エネルギー審査員は、次に示す領域の知識及び技能を備えていること。

- 1) 審査の原則、手順及び技法
これによって、エネルギー審査員は、異なる審査にそれぞれ適切な原則、手順及び技法を適用し、一貫性のある体系的な審査を確実に行うことができなければならない。
- 2) エネルギーマネジメントシステム及び基準文書
これによって、エネルギー審査員は、審査範囲を理解でき、審査基準を適用できなければならない。
- 3) 組織の状況
これによって、エネルギー審査員は、組織の運営状況を理解できなければならない。
- 4) エネルギーマネジメントシステム分野に適用される法律、規制及びその他の要求事項
これによって、エネルギー審査員は、審査を受ける組織に適用される要求事項の枠内で、審査業務を行うこと及びその要求事項を認識することができなければならない。
- 5) 業種に固有の知識及び技能、並びに複数の分野に対応する知識及び技能
これによって、エネルギー審査員は、特定の業種を審査するのに適切な、その業種に固有の知識及び技能を備えなければならない。また、異なったマネジメントシステム間の相互作用及び相乗効果を理解しなければならない。

a-2 EnMS 主任審査員の知識及び技能

EnMS 主任審査員は、審査の効率的及び効果的な実施を容易にするために、a-1 項の各事項に加え、JIS Q 19011:2019 7.2.3.4 項に定める、以下の審査のリーダーシップに関する追加の知識及び技能を備えていなければならない。EnMS 主任審査員は、次の事項を実施できること。

- ① 個々の審査チームメンバーの強み・弱みのバランスをとる。
- ② 審査チームメンバー間に調和のとれた業務関係を構築する
- ③ 次の事項を含む審査プロセスを管理する。

- 審査の計画を策定し、審査中に資源を効率的に活用する。
 - 審査目的を達成することの不確かさを管理する。
 - 審査中の審査チームメンバーの安全衛生を保護する。これには、審査員が関連する安全衛生及びセキュリティに関する要求事項の順守を確実にすることを含む。
 - 審査チームメンバーを取りまとめ、指揮する。
 - 訓練中の EnMS 審査員補及び EnMS 審査員を指揮および指導する。
 - 必要な場合、種々の衝突を防ぎ、解決する。
- ④ 審査プログラムの管理者、審査依頼者及び被審査者との連絡では審査チームを代表する。
 - ⑤ 審査チームを統率して、審査の結論を導き出す。
 - ⑥ 審査報告書を作成し、完成する。

b. エネルギー審査員に特有の知識及び技能

エネルギー審査員は、次の領域の知識及び技能を備えていること。

1) エネルギーに関する基本事項及び省エネルギーの方法

これによって、エネルギー審査員は、審査の対象となる事項の基本的背景及び方法を理解することができなければならない。この領域の知識及び技能は、次の事項を網羅していることが望ましい。

- ① 国内外の過去、現在、未来のエネルギー問題
- ② エネルギー使用と環境問題
- ③ エネルギーの変換及びエネルギー使用量の評価方法
- ④ 省エネルギーの一般的方法

2) エネルギーマネジメントシステム規格運用の技術的側面

これによって、エネルギー審査員は、エネルギーマネジメントシステムを調査し、適切な審査所見及び結論を導き出すことができなければならない。この領域の知識及び技能は、次の事項を網羅していることが望ましい。

① エネルギーマネジメントの原則及びその適用

(例えば、エネルギーマネジメントの時系列的構成要素、組織体制等)

② エネルギーマネジメントシステム規格に規定される下記事項の範囲と具体例

- エネルギーパフォーマンス
エネルギー効率、エネルギーの使用及びエネルギー使用量に関する測定可能な結果。
(例えば、省エネ法で定期報告書に報告するエネルギー消費原単位で示される結果など。)
- エネルギー計画
エネルギー方針に整合し、エネルギーパフォーマンスの継続的改善を導く文書化されたもの。エネルギーパフォーマンスに影響を及ぼす組織活動のレビューを含む。
(例えば、省エネ法で、原単位分析を行って省エネ目標値を決め、省エネ改善余地のある設備に対して設備新設更新の取組方針に基づいて省エネ改善対策を計画することなど。)
- エネルギーレビュー
データ及びその他の情報に基づいて、組織のエネルギーパフォーマンスを決定し、改善の機会の特定を導くもの。
(例えば、省エネ法でエネルギー使用量、状況の把握、原単位の分析に基づいて省エネ

改善対策を計画することなど。)

- エネルギーパフォーマンス指標
組織によって定められたエネルギーパフォーマンスの定量的な値又は尺度。
(例えば、省エネ法におけるエネルギー消費原単位など。)
 - エネルギーベースライン
エネルギーパフォーマンスの比較のために設けられた定量的な基準。
(例えば、省エネ法での原単位低減目標における前年度の値。)
 - エネルギー目的とエネルギー目標及びエネルギー行動計画等
 - エネルギー目的
組織のエネルギー方針に合わせて設定された、エネルギーパフォーマンスの改善に関する特定の成果又は到達点。
 - エネルギー目標
エネルギー目的から導かれ、その目的を達成するために目的に合わせて設定される詳細かつ定量的なエネルギーパフォーマンス要求事項で、組織又はその一部に適用されるもの。
 - エネルギー行動計画
上記目的及び目標を達成するための責任、手段、方法を記述した計画。
(例えば、省エネ法では、原単位改善のための中長期計画や運用による改善のことなど。)
 - 運用管理、設計及び調達等
 - 運用管理
エネルギー方針、目的、目標及び行動計画に整合して特定された著しいエネルギーの使用に関する運用及び保守活動。
 - 設計
エネルギーパフォーマンスに著しい影響を与えるような、施設、設備、システム及びプロセスの新設、改造及び改修の設計。
 - 調達
著しいエネルギーの使用に影響を及ぼす又はその可能性のあるエネルギーサービス、製品及び設備の調達。
(例えば、運用管理については、省エネ法での設備の運用管理としての管理標準のことなど。設計・調達については、省エネ法における設計・調達の基準など。)
 - 運用の鍵となる特性、監視、測定及び分析等
運用の鍵となる特性は、少なくとも次の事項を含む。
 - 著しいエネルギーの使用及びその他のエネルギーレビューのアウトプット
 - 著しいエネルギーの使用に関する変数
 - エネルギーパフォーマンス指標
 - 目的及び目標を達成する行動計画の有効性
 - 予想に対する実際のエネルギー使用量の評価
- 3) エネルギーマネジメントシステム規格運用上の省エネ法との関係
これによって、エネルギー審査員は、エネルギーマネジメントシステム規格の関連法規である省エネ法との関連を明らかにでき、被審査者の活動におけるエネルギーマネジメントシステム規格の位置付けを正しく理解することができなければならない。この領域の知識及び技能は、次の事項を網羅していることが望ましい。

- ① エネルギーマネジメントシステム規格における法令順守の対象として考慮が必要とされる省エネ法に関連する事項
- ② 省エネ法におけるエネルギー管理に関する方法及び手法

5. エネルギー審査員の資格要件

5.1 EnMS 審査員補

EnMS 審査員補は、次の 1)-6)号の条件を満たすか、又は 1),2),4),6),7),8)号の条件を満たすこと。

- 1) 学校教育法に定める高等学校卒業以上の学歴を有すること。また、次の者は相当以上の学歴を有する者とする。
 - ① 高等専門学校卒業者、文部科学大臣の指定を受けた 3 年制以上の高等課程専修学校修了者、文部科学省令に基づく高等学校卒業程度認定試験合格者、海外の中等教育以上の修了者。
 - ② 高等学校以上に相当する組織内教育施設の修了者。
- 2) 技術的、管理的又は専門的立場での業務経験を 5 年以上有すること。この業務経験は、判断、問題解決、並びに他の管理者又は専門家、同僚、顧客及び／又はその他の利害関係者との意思疎通を含むものであること。但し、経験年数は、大学卒業、短大卒業、高等専門学校卒業又はこれと同等以上の学歴を有している者においては、4 年以上とする。
- 3) 前項の業務経験のうち、2 年以上は 3.12 項に示すエネルギーマネジメント分野の知識及び技能に関わる業務経験であること。
- 4) 業務上の関係が 1 年以上ある所属組織の責任者等から、JIS Q 19011:2019 の 4 項に定める審査の原則（①高潔さ、②公正な報告、③専門家としての正当な注意、④機密保持、⑤独立性、⑥証拠に基づくアプローチ）に従って審査を行うための要件の一つである JIS Q 19011: 2019 の 7.2.2 項に定める個人的行動を有している者として推薦されること。
- 5) CEMSAR が承認したフォーマル研修コースを申請日前 5 年以内に受講修了し、研修コースにおける継続的観察評価が良好であるとともに、CEMSAR が行う力量試験に合格していること。力量試験に不合格となった場合は 1 年以内の再受験を認めるものとする。
- 6) CEMSAR が別途定める「エネルギーマネジメントシステム審査員順守事項」を順守すること。
- 7) エネルギー管理士の資格を有すること、或いは技術士又は電気主任技術者の資格を有するとともに省エネ法などにおける公的義務による選任に基づいて 2 年以上継続してエネルギー管理活動に携わった実績を有すること、等によってエネルギー管理の専門性を有すると認められること。
- 8) CEMSAR が承認したフォーマル研修コース又は特定研修コースを申請日前 5 年以内に受講修了し、研修コースにおける観察評価が良好であるとともに、CEMSAR が行う力量試験に合格していること。力量試験に不合格となった場合は 1 年以内の再受験を認めるものとする。

5.2 EnMS 審査員

EnMS 審査員は、次の 1)-4)号を満たすか、又は 5)号を満たすこと。

- 1) EnMS 審査員補として、CEMSAR に登録されていること。
- 2) JIS Q50001:2019 への適合性審査として有効な審査に、CEMSAR 登録主任審査員の指揮及び指導のもとに、登録申請日以前 3 年以内に 4 回以上参加していること。この審査経験は EnMS 審査員補に登録後のものであること。なお、審査経験については 7 項の要件を満たすこと。

- 3) 前号の審査において指揮指導した CEMSAR 登録主任審査員から、審査チームメンバーとして JIS Q 19011:2019 の 6 項に記載する審査を行える者として推薦されること。
- 4) または、上記 2)号、3)号に代えて、15.1 項 1)に定める EnMS 審査力量に関するレポートで十分な内容を有するものを提出すること。
- 5) 5.1 項 1),2),4),6),7),8)を満たし、かつ研修コースの継続的観察評価において審査員として十分なコミュニケーションをなすうことが確認されているとともに、15.2 項 1)に定める EnMS 審査力量に関するレポートで、十分な内容を有するものを提出すること。

5.3 EnMS 主任審査員

EnMS 主任審査員は、前 5.2 項の審査員の資格を有しており、次の 1)-4)号を満たすか、又は 5)号を満たすこと。

- 1) EnMS 審査員として、CEMSAR に登録されていること。
- 2) EnMS 審査員に登録後、JIS Q50001:2019 への適合性の有効な審査に、CEMSAR 登録主任審査員の指揮及び指導のもとに審査チームリーダーの役割を担当して、登録申請日以前 2 年以内に 3 回以上参加していること。なお、審査経験については 7 項の要件を満たすこと。
- 3) 前号の審査において指揮指導した CEMSAR 登録主任審査員から、5.2 項 2)号の審査員としての力量に加え 4.3 項 a-2 号に定める審査チームリーダーとしての共通の知識及び技能に基づき、審査チームリーダーとして審査を統括できる者として推薦されること。
- 4) または、上記 2)号、3)号に代えて、15.1 項 2)に定める EnMS 審査力量に関するレポートで十分な内容を有するものを提出すること。
- 5) 5.1 項 1),2),4),6),7),8)を満たし、かつ研修コースの継続的観察評価において主任審査員として十分なコミュニケーションをなすうことが確認されているとともに、15.2 項 2)に定める EnMS 審査力量に関するレポートで、十分な内容を有するものを提出すること。

6. 登録の要件

エネルギー審査員への登録申請者は、前 5 項に定める資格要件を全て満足し、且つ必要な経費を CEMSAR に支払うことを要件とする。

登録手続きについては別途定める「エネルギーマネジメントシステム審査員の資格基準に関する補足」に従うものとする。なお、CEMSAR は登録の申請を行う期間を指定することができる。

7. 登録のための審査経験の要件

7.1 基本要件

- 1) 登録のための審査経験は、JIS Q 19011 に適合する、有効な審査への参加経験であるものとする。これには、JIS Q 19011 に規定される第 1 者審査、第 2 者審査、第 3 者審査の経験を含む。ここで、第 1 者審査、第 2 者審査、第 3 者審査とは、JIS Q 19011:2019 3.1 項に定義される下記のものをいう。
 - ① 第 1 者審査：内部審査ともいい、マネジメントレビュー及びその他の内部目的のためにその組織自体又は代理人によって行われる審査
 - ② 第 2 者審査：その組織の利害関係者（顧客など）又は代理人によって行われる審査
 - ③ 第 3 者審査：外部の独立した審査機関によって行われる審査
- 2) 登録のための審査経験は、有効な審査に、審査チームリーダーとしての力量がある審査員の指揮及び指導のもとで、審査チームメンバー又はリーダーとして参加した経験であることとする。ここで審査チームリーダーとしての力量は、それぞれの当該分野において、

EnMS 主任審査員、QMS 主任審査員又は EMS 主任審査員であることによって示されるものとする。

- 3) オブザーバー、技術専門家としての参加は、2)項の審査チームメンバー又はリーダーとしての参加にあたらぬ。訓練中の審査員としての参加は、2)項の参加に該当する。
- 4) 1年以内に行われた同一システムの審査は複数回であっても1回とする。

7.2 第1者・第2者審査経験に関する追加要件

- 1) 審査員への登録申請の場合
審査経験のうち、1回はマネジメントシステムの要求事項の全体にわたる審査経験であること。残りの審査経験は、要求事項の主要部分の実施に係わる部門を対象とした審査における審査経験でもよい。
 - 2) 主任審査員への登録申請の場合
審査経験のうち、2回はマネジメントシステムの要求事項の全体にわたる、リーダーとしての審査経験であること。残りの審査経験は、要求事項の主要部分の実施に係わる部門を対象とした審査におけるリーダーとしての審査経験でもよい。
 - 3) コンサルタント（代理人）による審査
コンサルタント業務において実施された審査（模擬審査を含む）は、以下の条件を満たす場合、本基準における審査の対象とする。
- ① 依頼により行う ISO50001 への適合性審査であることが、契約者と文書で取り交わされていること。
 - ② 公正で独立した審査が行われていることが、審査記録で確認できること。

7.3 第3者審査経験に関する追加要件

- 1) 審査員への登録申請の場合
審査経験のうち、少なくとも1回は初回認証審査又は再認証審査の経験であること。残りの審査経験は認証範囲の拡大審査でもよい。
審査経験のうち、少なくとも2回は異なるエネルギーマネジメントシステムに対するものであること。
- 2) 主任審査員への登録申請の場合
審査リーダー経験のうち、少なくとも1回は初回認証審査又は再認証審査の経験であること。残りの審査リーダー経験は認証範囲の拡大審査でもよい。
審査経験のうち、少なくとも2回は異なるエネルギーマネジメントシステムに対するリーダー経験であること。

8. エネルギー審査員への資格拡大要件

品質審査員又は環境審査員のエネルギー審査員への資格拡大要件は、5.1項、5.2項、5.3項によらず次の各条項による。

8.1 EnMS 審査員補

品質審査員補若しくは品質審査員若しくは品質主任審査員、及び環境審査員補若しくは環境審査員若しくは環境主任審査員であり、次の条件を全て満たす者であること。

- 1) 5.1項 1)、2)、3)、4)、6)号を満たすこと。
- 2) CEMSAR が承認した資格拡大研修コース又はフォーマル研修コースを申請日前 5年以内に受講修了し、研修コースにおける観察評価が良好であるとともに、CEMSAR が行う力量

試験に合格していること。但し、申請しようとする日が力量試験合格後 5 年以上経過している場合は、改めて上記力量試験を受験し合格すること。力量試験に不合格の場合は 1 年以内の再受験を認めるものとする。

8.2 EnMS 審査員

品質審査員若しくは品質主任審査員、及び環境審査員若しくは環境主任審査員であるとともに、次の 1)-3)号の条件を満たすこと。または、次の 1)、2)及び 4)号の条件を満たすこと。

- 1) 8.1 項の EnMS 審査員補の条件を満たすこと。
- 2) 審査経験については、5.2 項 2)号の条件を満たすこと、又は品質審査員若しくは品質主任審査員、及び環境審査員若しくは環境主任審査員として、ISO9001 若しくは ISO14001 への適合性審査として有効な審査に、登録申請以前 2 年以内に 3 回以上参加していること。
- 3) CEMSAR 登録の EnMS 主任審査員から審査チームメンバーとして 3.1.2 項で定義する有効な審査を行える者として推薦されること。
- 4) 研修コースの継続的観察評価において審査員として十分なコミュニケーションをなすことが確認されているとともに、15.3 項 1)に定める EnMS 審査力量に関するレポートで十分な内容を有するものを提出すること。

8.3 EnMS 主任審査員

品質主任審査員又は環境主任審査員であるとともに、次の 1)-3)号の条件を満たすこと。または、次の 1)、2)及び 4)号の条件を満たすこと。

- 1) 8.1 項の EnMS 審査員補の条件を満たす者であること。
- 2) 審査チームリーダーとしての経験については、5.3 項 2)号の条件を満たすこと、又は ISO9001 若しくは ISO14001 への適合性審査として有効な審査に、審査チームリーダーとして登録申請日以前 2 年以内に 3 回以上参加していること。
- 3) CEMSAR 登録の EnMS 主任審査員から審査チームリーダーとして 4.3 項 a-2 号に定める審査チームリーダーとしての共通の知識及び技能に基づき、審査チームリーダーとして審査を統括できる者として推薦されること。
- 4) 研修コースの継続的観察評価において主任審査員として十分なコミュニケーションをなすことが確認されているとともに、15.3 項 2)に定める EnMS 審査力量に関するレポートで十分な内容を有するものを提出すること。

9. 有効期間及び登録の維持

9.1 有効期間

エネルギー審査員の資格の登録有効期間は、登録日又は更新日から 3 年とする。ただし、CEMSAR は、更新申請を行う期間を指定することができ、この指定を行った場合には、3 年を超えて、その更新申請を行う期間が属する月の末日の日まで登録有効期間は延長されるものとする。

9.2 登録の維持

9.2.1 EnMS 審査員補

登録の維持を行う EnMS 審査員補は、次の条件を満たし、CEMSAR に 1 年毎に登録の維持を申請すること。ただし、CEMSAR は、維持申請を行う期間を指定することができ、この指定を行った場合には、維持の申請を行うべき期日は、1 年を超えて、その維持申請を行う期間の末日まで延長されるものとする。

- 1) 別途定めた専門能力の継続的開発 (CPD) の実績を 5CPD 時間分記録して報告すること。

- 2) 被審査者及び審査依頼者から異議申立て及び／又は苦情を受けた場合は、その内容の記録を提出すること。また、その内容は12項に相当するものでないこと。

9.2.2 EnMS 審査員及び EnMS 主任審査員

登録の維持を行う EnMS 審査員及び EnMS 主任審査員は、9.2.1 項 2) 号及び次の条件を満たし、CEMSAR に1年毎に登録の維持を申請すること。

- 1) 申請締切日以前1年間における10CPD時間分のCPD実績を記録し報告すること。
- 2) 要件を満たすことができない場合、EnMS 審査員は EnMS 審査員補に、EnMS 主任審査員は実績に応じて EnMS 審査員又は EnMS 審査員補に登録することができる。

10. 登録の更新

10.1 EnMS 審査員補

登録の更新を行う EnMS 審査員補は次の条件を満たし、CEMSAR に登録を申請すること。

- 1) 申請締切日以前1年間における、CPD 実績を5CPD時間分記録し報告すること。CPD 実績には、関係法規の改正に関する研修又は学習の実績を含むこと。
- 2) 被審査者及び審査依頼者から異議申立て及び／又は苦情を受けた場合は、その内容の記録を提出すること。また、その内容は12項に相当するものでないこと。
- 3) CEMSAR が別途定める「エネルギーマネジメントシステム審査員順守事項」を順守すること。
- 4) JIS Q 50001 の改正があったときは、移行措置として CEMSAR が出題する改正に関わる問題による試験に解答を提出し合格すること。

10.2 EnMS 審査員及び EnMS 主任審査員

登録の更新を行う EnMS 審査員及び EnMS 主任審査員は、10.1 項 2)、3)、4)号及び次の条件を満たし、CEMSAR に登録の更新を申請すること。

- 1) 申請締切日以前1年間における10CPD時間分のCPD実績を記録し報告すること。CPD 実績には、関係法規の改正に関する研修又は学習の実績を含むこと。
- 2) 下記の①～③の条件のいずれかを満足すること。
 - ① 最後の登録又は更新の日以降、1回以上の EnMS の審査又は内部監査の有効な審査実績 (EnMS 主任審査員の場合はリーダー実績) を有すること。
 - ② 最後の登録又は更新の日以降、1回以上の EMS 又は QMS の有効な審査実績 (EnMS 主任審査員の場合はリーダー実績) を有すること。
 - ③ CEMSAR が出題するエネルギーマネジメントシステムの模擬審査問題による試験に解答を提出し合格すること。
- 3) 上記各要件を満たすことができない場合、EnMS 審査員は EnMS 審査員補に、EnMS 主任審査員は実績に応じて EnMS 審査員又は EnMS 審査員補に登録できる。

11. 資格の失効

9.2 項及び10項に定める要件を満たさない場合及びそれらの手続きが適切に行われなかった場合には、EnMS 審査員補、EnMS 審査員又は EnMS 主任審査員の登録は失効するものとする。

ただし、資格の有効期限または維持の申請をすべき最後の日から6カ月の猶予期間を設けるものとし、猶予期間中は9項及び10項の要件と手順で申請を受理し、要件を満たすと判定された段階で維持又は更新ができるものとする。この場合10項での「申請締切日以前」は「申請日以前」

と読み替える。

また、CEMSAR は、更新又は申請を行う期間を指定することができ、この指定を行った場合には、6ヶ月の猶予期間を考慮して、最初に到来する指定された期間について、その指定された期間の末日まで猶予期間は延長されるものとする。

12. 資格取り消し及び一時停止

CEMSAR は、審査の遂行において適切さに欠け、責任と倫理的態度で自らを律しなかった EnMS 審査員補、EnMS 審査員又は EnMS 主任審査員については、登録を停止又は取り消すことができる。

また、CEMSAR は、EnMS 審査員補、EnMS 審査員又は EnMS 主任審査員が不正にその資格を取得したことが判明したときは、その登録を停止又は取り消すことができる。

13. 再登録

- 1) 更新時に必要な経費の払い込みがなされなかった者から、資格取り消し日から 30 日以内に必要な経費の払い込みがなされた場合、当該者が 9 項及び 10 項に定める資格の維持又は更新の必要要件を満たすことを確認し、該当する資格で再登録を行うものとする。
 - 2) EnMS 審査員補の資格有効期限から 6 カ月以上経過し、5 年以内に正当な事由により再登録の申請があった場合、下記により再登録の可否を決定する。
- ① EnMS 審査員補の更新要件である、10.1 項を満たすこと。この場合 CPD 実績の報告は申請日以前 1 年間 5CPD 時間分とする。
- 3) EnMS 審査員及び EnMS 主任審査員の資格有効期限から 6 カ月以上経過し 5 年以内に正当な事由により EnMS 審査員補への再登録の申請があった場合、下記により EnMS 審査員補への再登録の可否を決定する。
- ① EnMS 審査員補の更新要件である 10.1 項を満たすこと。ただし、この場合は、CPD 実績の報告は申請日以前 1 年間 5CPD 時間分とする。
- 4) EnMS 主任審査員から EnMS 審査員補に再登録した場合、5.3 項を満たすことにより EnMS 主任審査員への申請を認める。この場合、5.3 項の「EnMS 審査員」は「EnMS 審査員補」と読み替える。かつ、EnMS 主任審査員の指揮指導及び推薦は必ずしも必要なく、審査依頼者、被審査者又は EnMS 認証機関の責任者からの推薦でも良い。

14. 登録内容の変更

EnMS 審査員補、EnMS 審査員又は EnMS 主任審査員は、登録内容に変更が生じた場合は自らその旨を CEMSAR に申告すること。

15. レポートへの記載事項

15.1 資格登録、更新におけるレポート

- 1) 審査員
- ① 内容 1: エネルギーマネジメントに関する第 3 者調査又は公的エネルギー改善活動に関する経験 (2 年以内に 3 回以上)
- 記載するエネルギーマネジメントに関する第 3 者調査又は公的エネルギー改善活動は、エネルギーマネジメント組織を有する部門に対しておこなわれるもので、エネルギーマネジメント組織、エネルギー管理の改善計画とその実施方法、エネルギー管理の実施状況、に関する内容を含まなければならない。
- また、のべ 15 日以上を要する内容であることとする。

- ② 内容 2：上記に記載された経験を EnMS の審査にどのように活かすのかについての具体的記述
- 2) 主任審査員
- ① 内容 1：エネルギーマネジメントに関する第 3 者調査又は公的エネルギー改善活動に関する経験（2 年以内に 3 回以上）
- 1)号①と同様の経験の記載であって、それらの経験においてリーダーなどの主要な役割を担っていることが示されていること、及び報告書の作成において主要な役割を担っていることが示されていること。
- ② 内容 2：上記に記載された経験を EnMS の審査にどのように活かすのかについての具体的記述。

15.2 特定研修コースに係わる登録におけるレポート

- 1) 審査員
- ① 内容 1：エネルギーマネジメントに関する第 3 者調査又は公的エネルギー改善活動に関する経験（3 年以内に 4 回以上）
- 記載するエネルギーマネジメントに関する第 3 者調査又は公的エネルギー改善活動は、エネルギーマネジメント組織を有する部門に対しておこなわれるもので、エネルギーマネジメント組織、エネルギー管理の改善計画とその実施方法、エネルギー管理の実施状況に関する内容を、それぞれ 2 回以上含まなければならない。また、エネルギー管理組織を有する異なる 2 か所以上の部門に関する内容を含まなければならない。
- また、のべ 20 日以上を要する内容であることとする。
- ② 内容 2：上記に記載された経験を EnMS の審査にどのように活かすのかについての具体的記述。
- 2) 主任審査員
- ① 内容 1：1)号①と同様の経験の記載であって、それらの経験においてリーダーなどの主要な役割を担っていることが示されていること、及び報告書の作成において主要な役割を担っていることが示されていること。
- ② 内容 2：上記に記載された経験を EnMS の審査にどのように活かすのかについての具体的記述。

15.3 資格拡大に係わる登録におけるレポート

- 1) 審査員
- 品質審査員又は環境審査員としての審査経験をエネルギーマネジメントシステム審査にどのように活かすかについての具体的記述。
- 2) 主任審査員
- 品質主任審査員又は環境主任審査員としての審査リーダー経験を、エネルギーマネジメントシステム審査における審査リーダーとしてどのように活かすかについての具体的記述。

付則

この改定基準は、2020 年 7 月 1 日から適用する。